営業者による自主的な衛生管理の取組みを評価します。

許可年数アップの チャンス!

- 福岡県では、食品衛生法に基づく営業許可を与える際、施設の優良性を査定することにより 許可年数を決定し、許可の有効期間を付与してきました。
- 平成30年4月から、営業許可更新時に、優良な衛生管理を行っている事業者の取組みを 評価し、許可年数に反映させる制度へ改正することとしました。

制度の概要

「食品営業許可の有効期間に係る取扱要綱」(平成30年4月1日施行)

許可年数の決定に係る制度の変更点 1

> 今までの 制度

施設の優良性 12項目 5~8年の許可年数

優良性を査定

新規、更新時に施設の

更新時に衛生管理の 優良性を査定

新制度

従来どおり

衛生管理の優良性 8項目 0~4年の加算※

※ただし、許可年数の上限は10年とします。

2 査定項目適合数に応じた許可年数

① 施設の優良性 (新規・更新時に査定)

査定項目適合数	許可年数
0~3項目	5 年
4~6項目	6 年
7~9項目	7 年
10~12項目	8 年

② 衛生管理の優良性 (更新時のみ査定※)

査定項目適合数	許可年数
0項目	0 年
1~2項目	1 年
3~4項目	2 年
5~6項目	3 年
7~8項目	4 年

【査定項目適合数に応じた許可年数の例示】

① 施設查定項目 : 4項目

衛生杳定項目 : 〇項目

⇒ 新規申請時 6年

6年 更新申請時

② 施設査定項目 : 5項目

衛生査定項目 : 3項目

⇒ 新規申請時 6年

更新申請時 8年(6+2)

③ 施設査定項目 : 1 0項目

衛生管理項目 : 7項目

⇒ 新規申請時 8年

更新申請時 10年*

※ 査定上は12年(8+4)だが、許可年数の

上限が10年のため

※ 衛生管理の優良性に関する査定にあたっては・・・

事前に、管轄の保健福祉(環境)事務所へ「食品営業許可の更新に関する自主的な衛生管理 自主確認票」を提出していただき、適合する旨の回答があった項目について、査定を行います。 (提出方法は、保健福祉(環境)事務所により異なります。)

3 査定を行わない業種

次の業種については、従来どおり査定を行わず、一律の許可年数とします。 乳類、食肉(包装)、魚介類(包装)、食品販売業(固定店舗)、自動販売機:6年 特殊形態営業(自動販売機を除く。)、行商 : 5年





適合する項目数に応じて 許可年数を延ばすことが できるんだね!(最長10年)

【査定項目及び査定内容概要】



査定項目		定項目	査定内容概要	
1		建物		鉄骨、鉄筋コンクリート、石材、ブロック又は煉瓦(材質)
2	天井		ŧ	コンクリート、モルタル、タイル又はステンレス等耐蝕性金属材(材質)
3		内壁・腰張		コンクリート、モルタル、タイル、石材又はステンレス等耐蝕性金属材(材質) 腰壁の接合上部は45度の取付構造
4	施 設 床 の 優 良 空調設備 性			コンクリート、モルタル、タイル、石材又はステンレス等耐蝕性金属材(材質) R構造(内壁と床)
5	良性	空調設備		機械による室温管理
6				コンクリート、タイル、陶製、ステンレス等耐蝕性金属材(材質) 洗浄槽は3槽以上
7	更新	保管設備		コンクリート、石材、ブロック、煉瓦又はステンレス等耐蝕性金属材(材質)
8	(新規•更新時査定)	冷蔵・冷凍設備		コンクリート、タイル又はステンレス等耐蝕性金属材(材質) 機械式、隔測温度計
9	Č	製造・加工・調理設備		コンクリート、タイル又はステンレス等耐蝕性金属材(材質)
10		給水		水道法による水道水
11		手洗設備		手洗設備の給水栓は手を触れずに開閉可能
12		便所		水洗式
1	衛生管理の優良性(更新時査定) 一般衛生管理項目 HACCP		衛生教育	食品衛生責任者等による食品衛生に関する講習会の受講・記録
2		般	危機管理	危機管理マニュアルの策定・配架
3		衛生管理	使用水管理	貯水槽清掃の実施・記録(毎年)、使用水の性状確認・記録(毎日) 井戸水等の場合、水質検査(食品製造用水26項目、毎年)
4		項日	そ族昆虫防除	そ族昆虫の駆除等の実施・記録(毎年)
5		н	管理運営	管理運営要領の配架及び管理記録(毎日)
6	(更新時査定)	HAC	HACCPチーム及び 製品説明書	HACCPチームの編成、並びに製品説明書及び製造工程一覧図の作成
7		危害要因分析 ~改善措置	危害要因リストの作成、管理基準の設定、並びにモニタリング方法 及び改善措置の設定及び実施の記録	
8		H	検証	検証方法の設定及び実施の記録

衛生管理の優良性については、一般衛生管理項目5項目とHACCP項目 3項目を、別に定める査定基準*に基づき査定します。 HACCP項目については、導入に向けた取組み状況に応じて、3段階で 評価するものです。



※「食品営業許可年数査定基準」:査定項目ごとに具体的な査定対象、査定要件などを定めたもの

営業許可の更新の査定を受ける際には、管轄の保健福祉(環境)事務所の案内にそって、 事前に「食品営業許可の更新に関する自主的な衛生管理自主確認票」をご提出ください。 また、衛生管理の優良性を査定するため、査定内容概要に示す書類等の準備が必要です。 従来よりも査定に時間を要する場合もありますので、ご協力をお願いします。

【食品営業許可に関するお問い合わせ先】

別紙「福岡県内の保健福祉(環境)事務所食品衛生担当連絡先一覧」

福岡県の各種食の 安全情報はこちら



